

# 富山市斎場再整備事業 募集要項

---

(平成 30 年 8 月 8 日修正版)

平成 30 年 8 月  
富山市

## 目次

1 募集要項等の位置付け	1
2 事業の目的及び内容	2
(1) 事業の目的	2
(2) 基本方針	2
(3) 事業名称	3
(4) 事業実施場所	3
(5) 本施設の管理者の名称	3
(6) 事業の概要	3
(7) 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	6
(8) 遵守すべき法制度等	6
3 応募者に関する条件等	7
(1) 応募者の備えるべき参加資格要件	7
(2) 応募に関する留意事項	11
4 事業者募集等のスケジュール	13
5 応募手続等	14
(1) 担当窓口	14
(2) 応募に関する手続	14
(3) 提案価格	16
6 提案の審査及び選定に関する事項	17
(1) 選定委員会	17
(2) 審査の手順及び方法	17
(3) 次点交渉権者との協議	17
(4) 事業者を選定しない場合	18
7 提案に関する条件	19
(1) 本市の費用負担	19
(2) 整備にあたって配慮すべき事項	19
(3) 自主事業に関する事項	20
(4) 本市と事業者の責任分担	20
8 契約に関する事項	21
(1) 基本協定の締結	21
(2) SPC の設立	21
(3) 事業契約の締結	21
(4) 契約保証金	21
(5) 保険	21
(6) 事業者の事業契約上の地位	21

9 その他.....	21
別紙1 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件....	23
別紙2 リスク分担表.....	25

## 1 募集要項等の位置付け

富山市斎場再整備事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、富山市（以下「本市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した富山市斎場再整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を公募プロポーザル方式により選定するため、公募に参加しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に配付するものである。

募集要項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、富山市契約規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 37 号）のほか、本市が発注する調達契約に関し、応募者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものであり、募集要項に併せて公表する次の資料を含めて「募集要項等」と定義する。

なお、募集要項等公表時点においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」が公布されているが、「元号を改める政令」は公布されていないことから、平成 31 年 4 月 30 日の翌日以降の元号についても、便宜的に「平成」で表示している。

要求水準書 （添付資料含む）	：本市が事業者に要求する具体的な施設整備、維持管理、運営のサービス水準を示すもの
優先交渉権者選定基準	：応募者から提出された提案を評価し、事業者を選定する基準を示すもの
様式集及び作成要領	：応募者が提出する参加申請書類及び提案書類等の作成に使用する様式及び当該様式の作成要領を示すもの
基本協定書（案）	：本事業実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、本市と優先交渉権者の間の基本的な協約事項を示すもの
事業契約書（案）	：本事業の実施に係る契約の内容を示すもの（仮契約書及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

募集要項等とそれらに関する質問回答に相違のある場合は、質問回答を優先する。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問回答によるものとする。

なお、平成 30 年 4 月に本市が本事業に関して公表した実施方針及び要求水準書（案）（添付資料を含む。）は、本公募の条件を構成しない。

## 2 事業の目的及び内容

### (1) 事業の目的

本市では、富山霊園富山市斎場（以下、「本斎場」という。）、北部斎場、大沢野斎場、婦負斎場と、合せて4つの斎場を有している。中でも、本斎場は整備後50年が経過し、老朽化が深刻な他、将来の火葬需要への対応等の課題を抱えていることから、斎場の再整備に向けて取り組むこととし、平成30年（2018年）2月に「富山市内斎場再整備事業 基本構想」を、平成30年（2018年）4月に「富山市斎場再整備 基本計画」を取りまとめた。

本事業を進めるにあたっては、民間事業者の資金やノウハウを活用することにより財政支出の縮減と平準化、サービスの質の向上を図ることを目指す。

### (2) 基本方針

本斎場再整備の基本方針は、次のとおりである。

#### ◎大方針

1. 市民ニーズに応えた安心安全な施設とします。
2. 市民サービスの維持・向上を実現します。
3. 将来的な課題に対応した効率的な施設とします。

#### ○個別方針

- ① 人生の終えんの場にふさわしい施設
  - ・遺族のプライバシーに配慮し、落ち着きと安らぎの感じられる施設とします。
- ② 利用者の多様なニーズや利便性に配慮した施設
  - ・現在のサービス水準を維持し、今日的な葬儀形態に対応した施設とします。
- ③ 安心して利用できる施設
  - ・自然災害に強く、誰もが使い易いユニバーサルデザインを取り入れた施設とします。
- ④ 将来の需要に対応できる施設
  - ・将来的な火葬需要の変動を見据えた整備計画とします。
- ⑤ 環境面に配慮した施設
  - ・周辺環境にやさしく、「環境モデル都市」「環境未来都市」にふさわしい施設とします。
- ⑥ 運営面を考慮した効率的な施設
  - ・運営しやすい効率的な施設にするとともに、長期的見地から、施設整備、維持管理運営にかかる財政負担削減に取り組みます。

**(3) 事業名称**

富山市斎場再整備事業

**(4) 事業実施場所**

**1) 事業用地**

富山県富山市西番 135 番地

**2) 敷地面積**

14,474.84 m<sup>2</sup>

**(5) 本施設の管理者の名称**

富山市長 森 雅志

**(6) 事業の概要**

**1) 事業方式**

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が新斎場を整備し、新斎場の所有権を本市に移管した後、新斎場の維持管理、運営業務を行い、また、現斎場の解体撤去業務を行う（BT0 : Build Transfer Operate）方式により実施する。

**2) 事業者の業務範囲**

本事業における事業者の業務範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、要求水準書にて提示する。

ア 施設整備業務

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 建設業務
- d 備品等整備業務
- e 工事監理業務
- f 予約システム整備業務
- g 所有権移転業務
- h 各種申請等業務
- i 稼動準備業務
- j その他施設整備上必要な業務

イ 維持管理業務

- a 建築物保守管理業務
- b 建築設備保守管理業務
- c 火葬炉保守管理業務
- d 清掃業務
- e 植栽・外構維持管理業務
- f 環境衛生管理業務
- g 警備業務
- h 残骨灰及び集じん灰処理業務
- i 予約システム保守管理、更新業務
- j その他維持管理上必要な業務

ウ 運營業務

- a 予約受付業務
- b 利用者受付業務
- c 火葬業務
- d 火葬炉運転業務
- e 胞衣等の火葬業務
- f 待合室関連業務
- g 多目的室関連業務
- h 物品販売業務
- i 料金徴収代行業務
- j その他運営上必要な業務

エ 現斎場の解体撤去業務

- a 解体撤去業務
- b 廃棄物の処分業務
- c 跡地整備業務
- d その他現斎場の解体撤去に際し必要な業務

**3) 事業者の収入**

① サービスの対価

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約に定めるサービスの対価を、新斎場施設の引渡し後、事業期間終了までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、施設整備業務及び現斎場の解体撤去業務に係る対価、

維持管理及び運營業務に係る対価からなる。

本市が支払うサービス対価の詳細は、事業契約書（案）事業契約約款（案）別紙4-5「サービスの対価の支払い方法」を参照すること。

なお、維持管理及び運營業務に係る光熱水費（電気、ガス、上下水道及び灯油の購入費用をいい、事業者が物品販売業務及び自主事業に使用した分を除く）は、本市が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

② 物品販売業務の収入

事業者が設置する自動販売機の収入は、直接事業者の収入とする。

③ 自主事業の収入

事業者が提案し本市が承認した自主事業に係る収入は、直接事業者の収入とする。

#### 4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 53 年（2041 年）3 月末日までとする。このうち、維持管理・運営期間は、平成 33 年（2021 年）9 月から平成 53 年（2041 年）3 月末日までの 19 年 7 ヶ月とする。

#### 5) 事業スケジュール（予定）

本事業におけるスケジュールは次のとおり予定している。

時期	内容
平成 30 年（2018 年）7 月～	事業者募集
平成 30 年（2018 年）12 月	優先交渉権者決定
平成 31 年（2019 年）1 月頃	基本協定の締結
平成 31 年（2019 年）2 月頃	仮事業契約の締結
平成 31 年（2019 年）3 月	本契約の締結
平成 31 年（2019 年）4 月 ～平成 33 年（2021 年）8 月	設計、建設
～平成 33 年（2021 年）8 月	新斎場運営準備、及び新斎場施設の引き渡し
平成 33 年（2021 年）9 月	新斎場施設供用開始
平成 33 年（2021 年）9 月 ～平成 34 年（2022 年）3 月	現斎場の解体撤去、跡地整備
平成 33 年（2021 年）9 月 ～平成 53 年（2041 年）3 月	維持管理、運営
平成 53 年（2041 年）3 月末	事業期間終了

## 6) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、速やかに施設から退去すること。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了時の3年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書（案）において示す。）。

## (7) 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

### 1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、募集要項等に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。本市が行うモニタリングの詳細は、事業契約書（案）に示す。

### 2) モニタリングの時期

本市が実施するモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、解体撤去業務終了時、維持管理及び運営時の各段階において実施する。

### 3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

### 4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービス対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービス対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

## (8) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、要求水準書に記載する各種法令等を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

### 3 応募者に関する条件等

#### (1) 応募者の備えるべき参加資格要件

##### 1) 応募者の構成員、協力企業

応募者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。なお、構成員及び協力企業の定義は次のとおりである。

- ・「構成員」とは、SPC に対して出資をする者であり、SPC が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
- ・「協力企業」とは、SPC に対して出資を行わない者であり、SPC が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。

##### 2) 応募者の構成等

ア 応募者は、本事業を実施する次の企業が構成員又は協力企業として必ず含まれるグループとする。なお、SPC に出資する企業（構成員）は、全てグループに含めるものとする。

- a 火葬炉を除く施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）
- b 火葬炉を除く施設を施工する企業（以下「建設企業」という。）
- c 施設等の工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
- d 火葬炉を設計、施工及び保守管理する企業（以下「火葬炉企業」という。）
- e 火葬炉運転業務及び火葬業務を行う企業（以下「火葬炉運転企業」という。）
- f 火葬炉運転業務及び火葬~~炉~~業務を除く運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）
- g 火葬炉保守管理業務を除く維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
- h 現斎場の解体撤去業務を行う企業（以下「解体企業」という。）

イ 前記 ア a～h 以外の業務を実施する者を構成員又は協力企業としてグループに含めることも可能とする。

ウ 複数業務の参加資格要件を満たすものは、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設企業、火葬炉企業若しくは解体企業及びこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理企業を兼務することはできない。

- ・「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいう。「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を現に兼ねている者又は一方の企業の役員が当該企業の役員を現に兼ねている者をいう。（以下、

本募集要項において同じ。)

エ 応募者の構成員又は協力企業が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。また、応募者の構成員又は協力企業と資本面又は人事面において関連がある者が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、一の応募者の構成員又は協力企業である火葬炉企業又は火葬炉運転企業（代表企業以外の者に限る）が、他の応募者の火葬炉企業又は火葬炉運転企業となることについては、この限りでない。

なお、火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数グループに重複して参加する場合には、「別紙1 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件」を遵守すること。

オ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、代表企業が応募手続き等を行うこととする。

### 3) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

#### ① 全ての業務に共通する参加資格要件

ア 構成員は、本市の競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。

#### ② 業務別の参加資格要件

ア 設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 建設企業は、建設業法（平成24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事及び建築一式工事につき、特定建設業の許可を受けていること。

ウ 工事監理企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

エ 火葬炉企業は、直近10年以内に火葬炉を同一施設に9基以上納入・設置した実績を有していること。

#### ③ 経営状況

応募者のうち、特定建設業の許可を受けた建設企業は、経営事項審査結果通知書（資格確認基準日の直前の決算期に対応するもの）の土木一式又は建築一式の総合評価値が945点以上である者を1社以上含むこと。

#### ④ 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることができない。

- ア PFI 法第 9 条の規定に該当する者。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- キ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ク 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- サ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納している者。
- シ 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおり。
  - ・株式会社日本経済研究所 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号
  - ・新日本コンサルタント株式会社 富山県富山市吉作 910 番地の 1
  - ・長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号

- ス 「富山市斎場再整備事業 PFI 事業者選定委員会」の委員、及び委員が属する組織、又はその組織と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- セ 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

#### ⑤ 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

ただし、参加資格確認後、優先交渉権者決定までの期間に、応募者が上記①～④の参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は失格とすることがある。

また、優先交渉権者決定から契約締結までの間に参加資格要件を欠くこととなった場合には、契約を締結しないことがある。これらの場合、応募者が資格を満たす他社への変更を希望し、本市がそれを認めた場合には、参加資格は継続するものとする。

#### ⑥ SPC の設立

- ア 優先交渉権者は、仮事業契約締結までに、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を富山市内において設立するものとする。
- イ SPC の所在地は、事業期間終了まで、富山市内に置くものとする。
- ウ 構成員は必ず SPC へ出資することとし、構成員以外の者が SPC へ出資することは認めない。
- エ 構成員のうち代表企業については、事業期間を通じて、SPC に出資する全ての企業の中で最大の出資比率及び議決権割合となるようにすること。
- オ 構成員は、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、SPC の株式について譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできないこととする。
- カ 事業期間中に構成員が本市の承諾を得て株式を第三者に譲渡する場合であっても、事業契約が終了するまで構成員（応募時に構成員として届け出た者）で過半数の株式を保有するものとし、代表企業は全ての株主の中で最大の出資比率及び議決権割合を維持するものとする。

#### ⑦ 代表企業、構成員又は協力企業の変更

参加表明書提出以降、代表企業、構成員及び協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本市と協議を行うこととし、協議の結果、本市が資格、能力等の面で支障がないと判断した場合には、追加及び変更を可能とすることがある。

## (2) 応募に関する留意事項

### 1) 募集要項等の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### 2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用については、全て応募者の負担とする。

### 3) 使用言語、単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

### 4) 応募に係る提案書類の取扱い

#### ① 著作権

提案書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

#### ② 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

### 5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、原則として変更できないものとする。また、提案書類は返却しない。

### 6) 市の提供する資料の取扱い

本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

### 7) 応募の無効

以下のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ① 参加資格のない者が行った応募
- ② 委任状を提出しない代理人による応募
- ③ 記名押印を欠く応募
- ④ 金額を訂正した応募

- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である応募
- ⑥ 同一の応募者による複数の応募
- ⑦ 同一事項の応募について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の応募
- ⑧ その他応募に関する条件に違反した応募

**8) 必要事項の通知**

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

#### 4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、次のとおりである。

日程	内容
平成30年(2018年)7月11日	募集要項等の公表
平成30年(2018年)7月20日	募集要項等に関する説明会及び現地説明会
平成30年(2018年)7月26日	募集要項等に関する質問締切(第1回)
平成30年(2018年)8月上旬	募集要項等に関する質問への回答(第1回)
平成30年(2018年)8月中旬	募集要項等に関する質問締切(第2回)
平成30年(2018年)8月下旬	募集要項等に関する質問への回答(第2回)
平成30年(2018年)9月19日～21日	参加表明書、参加資格審査書類の受付
平成30年(2018年)9月26日	参加資格審査結果の通知
平成30年(2018年)10月29日～31日	提案書類の提出
平成30年(2018年)11月下旬	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
平成30年(2018年)12月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成31年(2019年)1月頃	基本協定の締結
平成31年(2019年)2月頃	仮事業契約の締結
平成31年(2019年)3月	市議会の議決(本契約の締結)

## 5 応募手続等

### (1) 担当窓口

応募手続きについての本市の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

富山市 環境部 環境保全課 環境衛生係

住 所 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

電 話 076-443-2086

F A X 076-443-2087

メー ル kankyuhozen-01@city.toyama.lg.jp

富山市ホームページアドレス <http://www.city.toyama.toyama.jp/>

### (2) 応募に関する手続

#### 1) 募集要項等に関する説明会及び現地説明会

本市は、本事業への参加を予定している者に対し、募集要項等に関する説明会、及び現地説明会を以下のとおり実施する。

なお、参加希望者は、説明会等参加申込書（別途公表する様式を使用）に必要事項を記載の上、担当窓口にて電子メールにより提出すること。

##### ① 募集要項等説明会

日時：平成30年（2018年）7月20日（金）14:00～15:00

会場：富山霊園富山市斎場（会館 3階 大法会室）

##### ② 現地説明会

日時：平成30年（2018年）7月20日（金）15:00～16:00

会場：富山霊園富山市斎場

#### 2) 資料の閲覧・貸与

閲覧資料の閲覧・貸与を、以下のとおり行う。閲覧・貸与を希望するものは、事前に担当窓口にて連絡すること。

閲覧期間：平成30年（2018年）7月11日（水）～9月19日（水）

（閉庁日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

閲覧場所：担当窓口

資料の貸出：CD等にて貸し出す。希望者は、閲覧資料貸出申込書兼誓約書（別途公表する様式を使用）を提出すること。

#### 3) 募集要項等に関する質問及び意見・回答

募集要項等に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

① 第1回

受付期間：平成30年（2018年）7月11日（水）～7月26日（木）

受付方法：募集要項等に関する質問書（別途公表する様式を使用）に記入の上、担当窓口原則として電子メールにより提出すること。

回答：8月上旬までに本市ホームページにおいて公表する。

② 第2回

受付期間：平成30年（2018年）8月13日（月）～8月24日（金）

受付方法：募集要項等に関する質問書（別途公表する様式を使用）に記入の上、担当窓口原則として電子メールにより提出すること。

回答：8月下旬までに本市ホームページにおいて公表する。

4) 参加表明書及び参加資格審査書類の受付

提案を提出する応募者は、参加表明書及び参加資格審査書類を以下の期間に提出すること。参加資格審査結果は、代表企業に通知する。

参加表明書及び参加資格審査書類の提出をした者に受付番号（記号）を通知する。

受付期間：平成30年（2018年）9月19日（水）～9月21日（金）

（閉庁日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

提出場所：担当窓口

提出方法：持参又は郵送すること。

（受付期間中必着。郵送の場合、送付した旨電話連絡すること。）

提出書類：様式集及び作成要領を参照すること。

提出部数：正本1部、副本（コピー）1部の合計2部を提出すること。

5) 提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法

提案審査に関する提出書類を提出する応募者は、以下の期間に提出しなければならない。

受付期間：平成30年（2018年）10月29日（月）～10月31日（水）

（閉庁日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

提出場所：担当窓口

提出方法：持参又は郵送すること。

（受付期間中必着。郵送の場合、送付した旨電話連絡すること。）

提出書類：様式集及び作成要領を参照すること。

提出部数：様式集及び作成要領を参照すること。

なお、応募を辞退する者は、応募辞退届（参加資格審査 様式集及び作成要領 様式3-1）を、平成30年（2018年）10月26日（金）までに、担当窓口まで提出する

こと。

**6) ヒアリング等の実施**

平成 30 年 (2018 年) 11 月頃に提案書類の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

**(3) 提案価格**

**1) 提案価格の算定方法**

サービス対価 A～F 及び光熱水費相当額の合計金額を提案価格とすること。

なお、サービス対価 B 及びサービス対価 D の算定に用いる割賦金利は、次の基準金利に応募者の提案するスプレッドを加えたものとする。

基準金利 (提案用基準金利)	平成 30 年 (2018 年) 9 月 28 日東京時間午前 10 時にテレレート 17143 ページに発表される東京スワップレファレンスレート (TSR) として表示される 6 ヶ月 LIBOR ベース 10 年物 (円/円) 金利スワップレート 上記により基準金利がマイナスになる場合は、0%とする。
-------------------	--

基準金利は、事業期間中に 1 回の見直しを行うが、提案にあたっては事業期間中の金利変動は見込まないこと。

**2) 提案価格の上限価格**

6,726,000,000 円 (現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を含まない。)

## 6 提案の審査及び選定に関する事項

### (1) 選定委員会

事業者の選定にあたり、本市は、学識経験者等で構成する「富山市斎場再整備事業 PFI 事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、優先交渉権者選定基準等の事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、優先交渉権者選定基準に基づき応募者の提案を審査する。

なお、優先交渉権者の決定までに選定委員会の委員に対し、本事業について、事業者の選定に関し自己の有利になる目的のため接触等の働きかけを行った場合は、参加資格の取り消し、又は失格とする。

選定委員会の委員は次のとおり。

担当	氏名	所属
委員	伊庭 良知	NPO 法人全国地域 PFI 協会 理事長
委員	山本 雅資	富山大学極東地域研究センター 教授
委員	金平 剛	金平剛公認会計士事務所
委員	今本 雅祥	富山市 副市長
委員	伊藤 曜一	富山市 環境部長

(敬称略)

### (2) 審査の手順及び方法

#### ① 参加資格審査

参加表明書提出時に提出する資料に基づいて、参加資格要件の具備を確認し、本市は、参加資格審査結果を応募者の代表企業に通知する。

#### ② 提案審査

優先交渉権者選定基準に従い、選定委員会で提案書類を総合的に審査・評価する。

#### ③ 審査事項

優先交渉権者選定基準に示す。

#### ④ 審査結果

本市は、選定委員会による審査結果に基づき優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い、その審査結果を本市ホームページ等で公表する。

### (3) 次点交渉権者との協議

#### 1) 事業契約の内容に関する協議が成立しない場合

本市は、事業契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者と協議を行うことができる。

**2) 事業契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合**

本市は、事業契約締結までに優先交渉権者が3 (1)「応募者の備えるべき参加資格要件」で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者と協議を行うことができる。

**(4) 事業者を選定しない場合**

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案においても財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、事業者を選定せず特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表するものとする。

## 7 提案に関する条件

### (1) 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ① 光熱水費（維持管理及び運營業務に係る電気、ガス、上下水道及び灯油の購入費用をいい、事業者が物品販売業務及び自主事業に使用した分を除く。）
- ② 大規模修繕費

事業期間中に下記アからオに示す大規模修繕が発生した場合、本市が費用負担し、本事業とは別途実施する。

なお、下記に示す以外の修繕については事業者が経常修繕、計画修繕にて対応するものとし、本市は別途の費用負担は行わない。

- ア 新斎場の外壁の全面的な修繕
- イ 新斎場の屋上防水の全面的な更新
- ウ 新斎場の空調設備の全面的な更新
- エ 新斎場の配管の全面的な更新
- オ 火葬炉の入れ替え

### (2) 整備にあたって配慮すべき事項

#### 1) 整備場所

新斎場施設の整備場所は、現斎場の敷地内とする。

#### 2) 整備期間中の現斎場の稼働

本斎場は、本市の火葬の約50%を担っており、建替期間中に、本市内にある他の3斎場に本斎場の火葬分を振分けることは困難であることから、新斎場の整備にあたっては、現在の斎場施設を稼働させながら実施することとなる。従って、会葬者の動線に配慮した工事エリアの確保が必要となる。

また、資材等の搬入道路周辺や工事場所周辺への騒音や振動等に配慮するとともに、万が一、工事関係者以外のものに損害を与えた場合や、苦情があった場合には、事業者が適切な対処を行うことを求める。ただし、リスク分担表に示すとおり、斎場建設そのものに対する苦情等については本市が対処するものとする。

#### 3) 北陸電力株式会社発電用導水管用地

建設予定地には北陸電力株式会社の所有地が含まれ、当該用地は本市が無償で借り受けている。当該北陸電力用地には、北陸電力株式会社が所有する発電用導水管が埋設されているため、当該導水管影響範囲には建物等を建築できない。また工事にあたっては、導水管に影響を与えないよう振動の抑制に留意する必要がある。

### (3) 自主事業に関する事項

事業者は、本市に提案し本市が承認した自主事業を自らの費用と責任により実施することができる。承認の可否は、具体的な提案内容に応じて本市が判断するが、葬儀式場や動物炉を設置する提案、及び葬祭事業を実施する提案は承認しない。また、本市が求める業務に悪影響を及ぼすと認められる事業は承認しない。

### (4) 本市と事業者の責任分担

#### 1) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うものとする。

#### 2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、「別紙2リスク分担表」に定めるとおりであり、詳細は、事業契約書（案）に示す。応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

なお、本市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

## 8 契約に関する事項

### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき、基本協定を本市と締結しなければならない。

### (2) SPC の設立

- 1) 優先交渉権者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として SPC を富山市内において設立するものとする。
- 2) 優先交渉権者の構成員は SPC へ出資することとし、構成員以外のものが SPC へ出資することは認めない。その他の SPC に関する条件については、本募集要項 3（1）3) ⑥SPC の設立 を参照すること。

### (3) 事業契約の締結

本市と優先交渉権者が設立した SPC は、SPC 設立後、事業契約書（案）に基づき、速やかに仮契約の締結を行う。本市は、平成 31 年（2019 年）3 月に事業契約の締結に関する議案を市議会に提出する予定であり、事業契約の締結について富山市議会の議決を得たとき、本契約とする。なお、本市は当該議案が市議会で議決されなかった場合、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

契約書作成に要する費用は、事業者の負担とする。

### (4) 契約保証金

契約保証金については、事業契約書（案）を参照すること。

### (5) 保険

事業者が付すべき保険については、事業契約書（案）を参照すること。

### (6) 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。

## 9 その他

### (1) 事業の継続が困難となった場合の措置

事業者は、SPC の設立等により出資企業の倒産の影響を受けないための措置をあらかじめ講じることとする。事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書（案）に定める。

なお、事業の継続が困難となった場合、本市は事業契約を解除して、他の事業者

と事業の継続につき協議することができること、事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となり、本市が契約を解除した場合には、本市は事業者に対し損害賠償及び違約金を請求することができることとする。

**(2) 金融機関と本市の協議（直接協定）**

本市は本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

**(3) 法制上及び税制上の措置**

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

**(4) 財政上及び金融上の支援**

本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。ただし、事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

**(5) 情報公開及び情報提供**

本事業に関する情報提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。

## 別紙 1 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者へ重複参加する場合の要件

### 1 複数応募者への重複参加について

本事業においては、応募者の積極的な参加を促す観点から、一応募者の構成員又は協力企業である火葬炉企業及び火葬炉運転企業（代表企業以外の者に限る）<sup>1</sup>が、他の応募者の火葬炉企業及び火葬炉運転企業となることを認めるものとする。ある応募者の構成員又は協力企業である火葬炉企業及び火葬炉運転企業が他の応募者の構成員又は協力企業である火葬炉企業及び火葬炉運転企業となる場合、2以下に示す条件を満たすものとする。

### 2 重複参加の要件

#### (1) 専任担当者の設置

火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数の応募者に重複して参加するに当たり、当該企業の担当者は応募者毎に専任の担当者を置き、応募者間の担当者の重複がないようにするとともに、専任担当者間の情報遮断を徹底すること。

また、各応募者が提案書類の作成のために実施する打ち合わせや会議についても、当該企業に所属する出席者は応募者毎に重複がないようにすること。

#### (2) 情報管理計画書等の提出

① 複数の応募者に重複して参加を希望する企業は、参加表明書提出及び参加資格審査申請時に、各応募者を經由して応募者毎に情報管理計画書を本市に提出し、本市の承認を受けること。情報管理計画書の様式は任意とするが、最低限以下の事項を含むこと。

ア 本事業の提案に関し応募者から知り得た機密情報の管理方針

イ 応募者に示した見積金額に関する情報の管理方針

ウ 当該機密情報の管理に関する代表者及び専任担当者による誓約

エ 本事業の提案に関し応募者から受領した機密文書の保管・持ち出し方法

オ 情報管理報告書（後述）の様式

② 複数の応募者に重複して参加する企業は、情報管理計画書を本市に提出する前に、必ず当該企業が参加する全ての応募者の代表企業による確認を受けること。

③ 複数の応募者に重複して参加する企業は、情報管理計画書に基づき、各応募者間の情報管理を徹底すること。また、代表企業は、情報管理計画が遵守されるよう確認を行うこと。

---

<sup>1</sup> ある応募者の代表企業となった者は、他の応募者の火葬炉企業及び火葬炉運転企業となることはできないことに注意すること。

- ④ 複数応募者に重複して参加する企業は、各応募者の提案書類の付属資料として、応募者毎に情報管理報告書を提案書類とともに本市に提出し、本市の確認を受けること。

### (3) 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が実施する業務に係る費用

- ① 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者に重複して参加する場合において、当該企業が実施する業務に係る費用は、各応募者間での公平性を確保すること。
- ② 火葬炉企業及び火葬炉運転企業が実施する業務に係る費用は、各応募者の提案価格の合計とともに、内訳毎に併記すること。

## 3 参加資格の喪失

2 (1) ないし (3) の要件が遵守されていないと本市が判断した場合には、当該企業が参加する全ての応募者は、参加資格を喪失するものとする。

また、各応募者の構成員又は協力企業が、当該企業をして他の応募者の機密情報を不正に入手させ、あるいは入手させようとした事実が確認された場合は、係る構成員又は協力企業が参加する応募者は、参加資格を喪失するものとする。

さらに、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定後、優先交渉権者若しくは次点交渉権者の構成員又は協力企業において上記の事実が確認された場合、本市は、当該優先交渉権者若しくは次点交渉権者の決定を取り消すことができる他、当該優先交渉権者若しくは次点交渉権者と事業契約を締結した後であっても、事業契約を解除できるものとする。

## 別紙２ リスク分担表

リスク分担の詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	応募にかかる費用	本事業への応募にかかる費用		○
	募集手続き	募集要項等の誤り、募集手続の誤り	○	
	許認可の遅延等	本市の帰責事由による許認可の取得遅延、失効	○	
		上記以外の事由による許認可の取得の遅延、失効		○
	住民対応	本事業を行うこと自体に関する反対運動、訴訟等	○	
		事業者が行う業務、事業者の提案内容に関する反対運動、訴訟等		○
	環境対策	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出等）		○
		本事業に特別に影響を及ぼす法令の新設・変更等	○	
	法令変更	その他広く民間事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
		サービス対価の支払いに係る消費税の変更	○	
	税制変更	その他関連税制度の変更		○
		政策変更	本市の政策変更による事業内容の変更、中止※1	○
	第三者賠償	本市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合		○
	労災	事業者が行う業務における従業員の労働災害		○
資金調達	本事業の実施に必要な資金調達		○	
金利変動	金利の変動※2		○	
物価変動	物価の変動（インフレ・デフレ）※3	○	○	
不可抗力	不可抗力による物的・人的損害※4	○	△	
事業中止・延期	本市の帰責事由による事業中止・延期	○		
	事業者の帰責事由による事業中止・延期		○	
契約前	契約締結	本市の帰責事由による契約締結遅延・未締結	○	
		事業者の帰責事由による契約締結遅延・未締結		○
設計段階	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更	本市の帰責事由による設計変更、費用増加	○	
		事業者の帰責事由による設計変更、費用増加		○
設計完了の遅延	本市の帰責事由による設計完了の遅延	○		
	事業者の帰責事由による設計完了の遅延		○	
段階建設	事業用地の確保	施設建設に必要な事業用地確保	○	
	資材置き場の確保	施設建設、造成等に要する資材置き場の確保		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
建設段階	残土置場の確保	施設等の建設等に必要の残土置場の確保		○
	地下埋設物	あらかじめ想定しえない地下埋設物の顕在化による費用増加、遅延	○	
		地下埋設物に関する上記以外のもの		○
	土壌汚染	あらかじめ想定しえない土壌汚染による費用増加、遅延	○	
	工事費増大	本市の帰責事由による工事費増大	○	
		事業者の帰責事由による工事費増大		○
	工期遅延	本市の帰責事由による工期遅延	○	
		事業者の帰責事由による工期遅延		○
	性能未達	契約で定められた要求水準の未達		○
工事監理	工事監理の不備による損害、費用増加、遅延		○	
施設損害	引き渡し前の施設等の損害		○	
維持管理運営段階	運営開始遅延	本市の帰責事由による運営開始遅延	○	
		事業者の帰責事由による運営開始遅延		○
	需要変動	火葬件数の変動に伴う光熱水費の増減※5	○	
		火葬件数の変動に伴う光熱水費以外の維持管理費・運営費の増減※6 ※7	△	○
		物品販売事業及び自主事業における需要変動による収入及び費用の増減		○
	施設の瑕疵	施設に瑕疵があった際の修繕、損害賠償		○
	技術革新	技術の陳腐化による機器更新費用等		○
	情報漏洩リスク	本市の帰責事由による情報漏洩	○	
		事業者の帰責事由による情報漏洩		○
	要求水準未達	契約で定められた要求水準の未達		○
維持管理運営費増大	本市の帰責事由によるもの	○		
	上記以外の事由によるもの		○	
施設等の損傷	本市の帰責事由による施設等の損傷	○		
	上記以外の事由による施設等の損傷		○	
支払遅延・不能	本市の帰責事由による対価の支払遅延・不能	○		
移管	性能確保	本事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続	本事業の終了手続に係る諸費用に関するもの		○

※「リスク分担」の欄中、「○」は主分担を、「△」は従分担を示す

※1 例えば、本市の富山市斎場以外の斎場の閉鎖により火葬件数が増加し、業務内容の変更が必要となり、その結果維持管理運営費が増加した場合には、本市の政策変更に基づく事業内容の変更として、サービス対価の変更等につき事業者と協議を行うこととする。ただし、基本構想等に方向性が示されている事項については、政策変更として扱わない。

※2 金利変動は、施設等の所有権移転時に、基準金利を確定する。また、事業期間中1回基準金利を見直す。これ以外の金利変動については事業者の負担とする。

※3 物価変動は、事業契約に定める改定ルールに基づき、建設工事費、維持管理運営費の増減を行うことを予定している。これ以外の物価変動リスクについては事業者の負担とする。

※4 不可抗力は、天災（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、落雷等）や戦争、テロ、疫病等、本市及び事業者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な事象をいう。

※5 光熱水費（電気、ガス、上下水道、灯油）については、物品販売業務及び自主事業に要したものを除き、本市が実

費を負担する。

※6 火葬件数の変動に伴う光熱水費以外の維持管理運営費の増減については、原則として事業者がリスクを負担することとする。(なお、様式集及び提案要領では、本市が示す火葬件数予測の±15%の増減がありうることを見込んだうえで提案することを求めているが、これは本市が提案書類作成のための目安として示したものにすぎない。従って、15%以上の火葬件数の増加があった場合にも原則として事業者がリスクを負担することに留意すること)。

※7 大規模災害等により火葬件数が増大し、本市の要請により火葬業務時間を延長して対応した場合には、本市がその増加費用を負担することとする。